

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規程第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和元年 7 月 30 日

札幌市水道事業管理者  
水道局長 三井 一敏

記

## 1 契約担当部局

〒060-0041  
札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地  
札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

## 2 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 手稲区満期メーター取替業務 No.5-4423
- (2) 内 容 等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 対象業務ごとに別表にて定める
- (4) 履行場所 各指定場所
- (5) 入札方式 **電子入札システムによる事後審査入札方式**
- (6) 入札方法

上記 2(1)の件名ごとに、電子入札システムによりそれぞれ総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「上下水道施設等維持管理業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領（平成 25 年 1 月 31 日総務部長決裁以下「要領」という。）の規定に基づく、電子入札システムに登録された IC カードを所持する者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市内に本社または営業所を有する者であること。
- (8) その他技能、実績等についての要件は、別表にて定める。

## 4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法 電子入札システムにより送信のこと。
- (2) 入札説明書の交付

この告示の日から入札書の受付期間終了までの毎日、1時00分から23時00分まで、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI）においてダウンロードすることができる。

- (3) 入札書受付期間  
令和元年8月9日（金） 8時00分から  
令和元年8月20日（火） 17時00分まで
- (4) 開札日時  
令和元年8月21日（水） 9時30分
- (5) 開札場所  
札幌市中央区大通東11丁目23番地 札幌市水道局本庁舎1階 入札室
- (6) この電子入札案件において、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して入札書を提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、要領の定めるところによる。
- (7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所  
上記1に同じ

## 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要、ただし、札幌市水道局契約規程第25条に該当した場合は免除する。
- (3) 入札の無効  
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市水道局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法  
札幌市水道局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、当該落札者の決定は、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できたときに行う。
- (6) 詳細は入札説明書および別表による。

# 入札説明書

令和元年札幌市水道局告示第305号に基づく入札等については、札幌市水道局契約規程、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 告示日

令和元年7月30日

## 2 契約担当部局

〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目23番地  
札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011

## 3 入札に付する事項

- (1) 名称 手稲区満期メーター取替業務 No.5-4423
- (2) 内容等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 対象業務ごとに別表にて定める
- (4) 履行場所 各指定場所
- (5) 入札方式 **電子入札システムによる事後審査入札方式**
- (6) 入札方法

ア 上記3(1)の件名ごとに、電子入札システムによりそれぞれ総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

## 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- (2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「上下水道施設等維持管理業」に登録されている者で別表にて定める。
- (3) 札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領（平成25年1月31日総務部長決裁。以下「要領」という。）の規定に基づく、電子入札システムに登録されたICカードを所持する者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市内に本社または営業所を有する者であること。
- (8) その他技能、実績等についての要件は、別表にて定める。

## 5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所  
上記2に同じ。

- (2) 入札書受付期間  
令和元年8月9日(金) 8時00分から  
令和元年8月20日(火) 17時00分まで
- (3) 開札日時  
令和元年8月21日(水) 9時30分
- (4) 開札場所  
札幌市中央区大通東11丁目23番地 札幌市水道局本庁舎1階 入札室
- (5) 入札書の提出方法  
電子入札システムにより送信すること。
- (6) この電子入札案件において、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して入札書を提出することが難しく、書面による提出を希望する者は、要領の定めに従い入札に参加すること。  
※ 札幌市電子入札運用の手引きを参照。(財政局所管)  
[http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/denshinyusatsu/documents/den\\_te\\_biki.pdf](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/denshinyusatsu/documents/den_te_biki.pdf)
- ア 提出方法  
持参すること。
- イ 提出先及び提出期限  
上記2の契約担当部局へ、上記5(2)の入札書受付期間終了日時までに提出すること。
- (7) 本件の仕様等に対する質問
- ア 提出方法  
電子入札システム、または、書面により提出すること。
- イ 提出先及び提出期限  
上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和元年8月1日までに提出すること。(土曜日、日曜日及び休日を除く、9時から17時まで)
- ウ 質問に対する回答  
質問者に対しては、電子入札システム等により回答する。  
回答書は、電子入札システムおよび札幌市水道局1階入札室閲覧コーナーにおいて閲覧することができる。
- (8) 入札の無効
- ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市水道局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 要領第13条による入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。
- (9) 入札の延期等  
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- (10) 入札執行回数  
入札をした場合において、入札者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札システムにより再度入札の通知をしたうえで再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (11) 開札の立会い  
入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

## 6 その他

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要、ただし、札幌市水道局契約規程第 25 条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 4 に掲げる競争入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。  
また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。
- (4) 落札者の決定方法
- ア 札幌市水道局契約規程第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、当該落札者の決定は、開札後に最低価格を入札した者から順次落札予定者として、入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札予定者を落札者とする。
- イ 落札予定者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、電子入札システムのくじにより落札予定者の審査の順位を決定するものとする。
- ウ 上記イの場合の落札者は、審査順位 1 位の者から順次資格審査を行い、資格があると認められた場合は、その者を落札者と決定する。
- (5) 落札結果通知  
入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。
- (6) 落札の取消し  
落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。
- ア 契約の締結を辞退したとき、又は管理者の指定した期日以内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 契約書の作成
- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に水道事業管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において水道事業管理者が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 水道事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明  
入札参加資格が認められなかった者は、本局に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して 10 日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ア 提出場所 上記 2 に同じ。
- イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。
- (9) 注意事項  
同日の開札において複数落札した場合、一部のみの契約辞退はできない。  
なお、正当な理由がなく契約を辞退した場合には、「札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領」に基づく参加停止措置の対象となり、当該行為が故意によるなど極めて悪質と認められる場合は、「札幌市水道局競争入札参加資格審査等取扱要領」に基づく参加資格者登録の取消しの対象となるので、入札に当たってはこの点について十分留意すること。